

第6条関係

欠格条項に該当しない旨の申告書

私儀、一般廃棄物処理業の許可申請をするにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルの規定のいずれにも該当しないことを申告します。

いずれかに該当するに至った時はただちに届け出します。

この申告に虚偽があった場合は、いかなる処分にも従います。

(あて先) 檀原市長

年 月 日

住所

氏名

印